

## 全日本民医連SW代表者会議・指導者研修会 (1/30~2/1) に参加しました!

1/30 から 2/1 にかけて開催された全日本民医連 SW 代表者会議・指導者研修会に参加してきました。

今回の研修会では2つの学習講演がありました。1つ目は、一橋大学の渡辺治名誉教授による「安倍政権の改憲・構造改革のねらいと運動の課題」という講演でした。これまでの『憲法「改正」の波』とそれに対してどう運動が展開されてきたかについて、60年代安保や9条の会の運動などの運動が歴史に与えた影響などの説明がありました。また、安倍政権が推し進めているアベノミクスについて、「第一・第二の矢」で反構造改革政策で地方の機嫌をとって、「第三の矢」で再び加速しはじめた構造改革を様々な資料を基に説明してくれました。そしてこれに対抗するために、反構造改革だけでなく、新たな福祉国家構想を持って運動を進めていかなければならないとの話でした。

2つ目の講演は、「原発震災から2年10ヶ月、福島いま」という題で、浜通り医療生協理事長の伊藤達也氏から、なかなか報道されない福島の現状を語っていただきました。

SW 委員会からの現状報告、医療費・介護費相談及び無低診利用者の分析調査結果の報告では、対象者のうち稼働年齢層(20~64歳代)の35%が非課税世帯で無保険状態に陥っている現状や、家族構成が2世帯以上同居の割合が36%にも上るといように貧困の世代間連鎖と拡大が広がっている現状が明らかにされていました。

2014年版全日本民医連 SW 政策指針(案)について



についてのグループ討論では、2006年の医療改革法以降の機能分化で、MSWの役割期待が退院支援に偏り始めている現状の中、経験年数や病院機能がそれぞれ違う中、各県の代表者で意見交換をしました。各県の報告を聞いていると病院から求められている業務(退院促進等)が本来業務であると受け止めている若手SWも少なくないという現状が報告されました。今こそSWが「SWたる所以は何か」を自問し、今一度自身の立ち位置を確認し、何のために、誰のために存在しているのか「自らの存在意義」を見直す必要があり、同時に個別のケースの中から問題の本質を見極める力を養い続けることが必要であることが確認されました。また、「民医連のSWとは何か」も追及が必要で、憲法をソーシャルワークに活かし、「権利としての社会保障」を実践する専門職としての理念を掲げ、各県連SW部会で作成しているSW政策にも打ち出していくことが求められることを確認しました。

(高松平和病院連携相談室 服部啓吾)

## リレー投稿 いつでも憲法

県連理事に続いて各事業所の管理者・職場長の方々に、憲法に対する想いをリレーで投稿してもらいます。

この度、はじめていつでも憲法への寄稿を要請されました。憲法への思いを自分の言葉で語れといわれても、正直言って憲法って国会とか内閣とか、天皇のことが書いてあったりして難しいもの、とうてい自分の身近なものには思えないし、思いがないのに語るなどできません。戦争を放棄するのが9条、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む生存権が25条、法の下平等...??このあたりになると浅学な私の知識は、あやふやなものになるのです。

しかし、昨今の尖閣諸島や竹島問題をめぐる近隣諸国との摩擦や靖国参拝による各国の冷やかな反応などを考えるとき、日本の平和がいつ脅かされるかと心配になります。今は幸いにも安定した収入があるけれど、病気や怪我でいつ仕事を失うかと思えば、貧困問題も、決して他人事ではありません。

戦争は個人の自由と生存を危険にさらす行為です。再び戦争が起こることなく、子どもたちが健やかに育ち、高齢者や障害を持つ人が安心して暮らせるまちづくりをめざし、民医連の職員として、もっと自覚を持って平和や憲法のことを勉強しなくてはならないと痛感している次第です。

高松平和病院中材・OP室師長 赤松 智代



2/12の衆院予算委員会で安倍首相は、憲法の立憲主義を否定し、首相の判断で憲法解釈を変更して集団的自衛権行使を容認する考えを表明。